

指定障害福祉サービス事業所管理者 各位

横浜市健康福祉局障害自立支援課長

指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導(訪問系・移動支援)の実施について(通知)

日頃から、本市の障害福祉行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、障害福祉サービス等の適正な事業実施に向けて、横浜市に所在する事業所を対象として、集団指導を実施します。

今年度の訪問系サービス・移動支援事業の集団指導については、8月にもお知らせいたしましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から資料をウェブ掲載し、各事業所にてご確認いただき、電子申請システムへ出席登録いただくことで参加とする形式で実施いたします。期限までに出席登録を行っていただきますようお願いいたします。

1 資料について

ご確認いただく資料は、第1部と第2部(第2-1部、第2-2部)の2部構成となっております。新規事業所は第1部、第2部両方を、それ以外の事業所は第2部を、必ずご確認ください。

資料は本市ホームページに掲載しています。

【横浜市ホームページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/service/houmon-guide.html>

【資料掲載場所】

「ホームヘルプ・ガイドヘルプサービス」ページ→「サービス共通(事業所指導、事故報告等)」
→「事業者指導」→「集団指導」

2 対象事業所

第1部 平成29年10月以降に訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、または移動支援)の指定・登録を受けた事業所(※それ以外の事業所も閲覧いただいて構いません)

第2部 全ての訪問系サービス・移動支援事業所

3 参加方法

資料をダウンロード等していただき、電子申請システムで出席登録をお願いします。

なお、電子申請の登録の際に、内容についての理解度の確認として、設問を用意させていただいておりますので、併せてご回答ください。

4 出席登録締切

令和2年11月20日(金)

5 内容

第1部(任意 ※新規事業所は必須)

- (1) 運営基準について
- (2) 請求事務について

第2-1部 (必須 ※全事業所)

- (1) 法改正・制度改正等について
- (2) 不適切なサービス・運営事例について

第2-2部 (必須 ※全事業所)

- (1) 計画相談支援事業について
- (2) 障害者虐待の防止と予防について
- (3) 情報公表制度について

6 登録について

ウェブサイト「横浜市電子申請・届出サービス」の登録フォームに必要事項を御入力の上ご登録ください。

【横浜市トップページ】 ➡ 【「暮らし・総合」内の）電子申請】 ➡ 【「集団指導」と検索】 ※3ページ参照

<令和2年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導>出席登録フォーム

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1601881103145>

※申込みの際に、内容の理解度の確認のための設問をご用意しておりますので、ご回答ください。
(設問の解答は、出席登録完了の通知メールに記載いたします。)

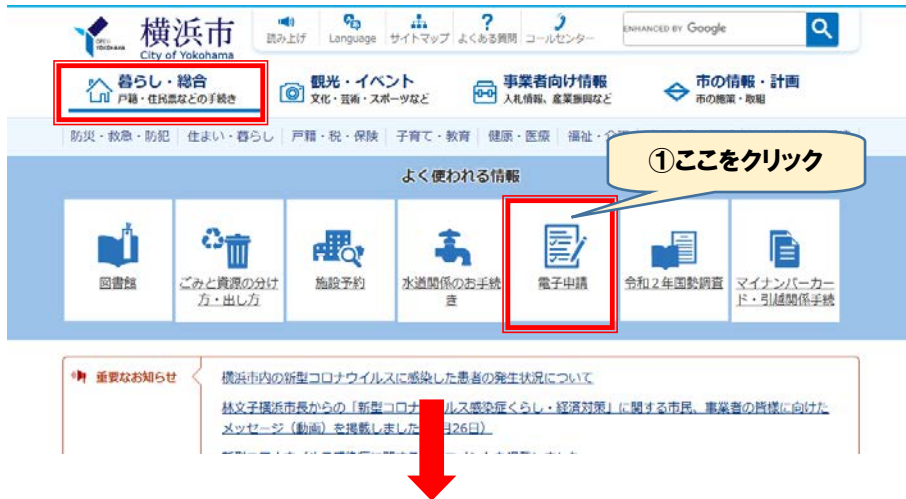
(お問合せ)

横浜市健康福祉局障害自立支援課居宅サービス担当

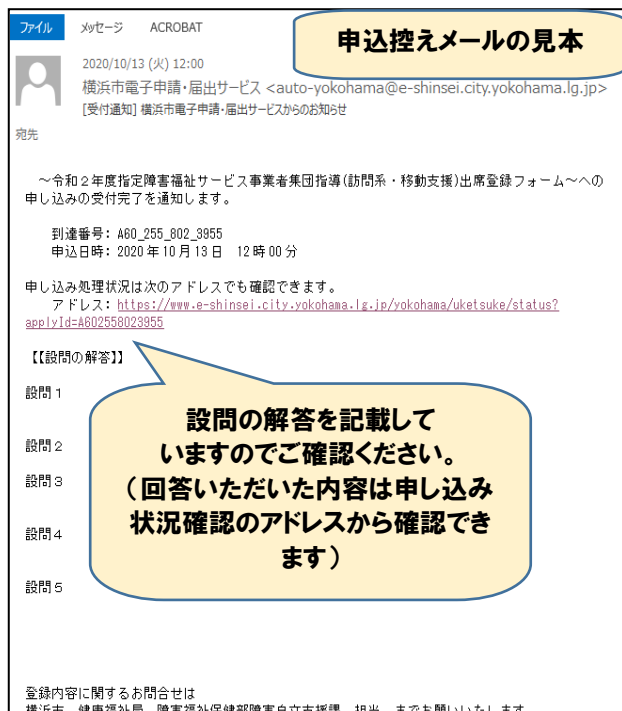
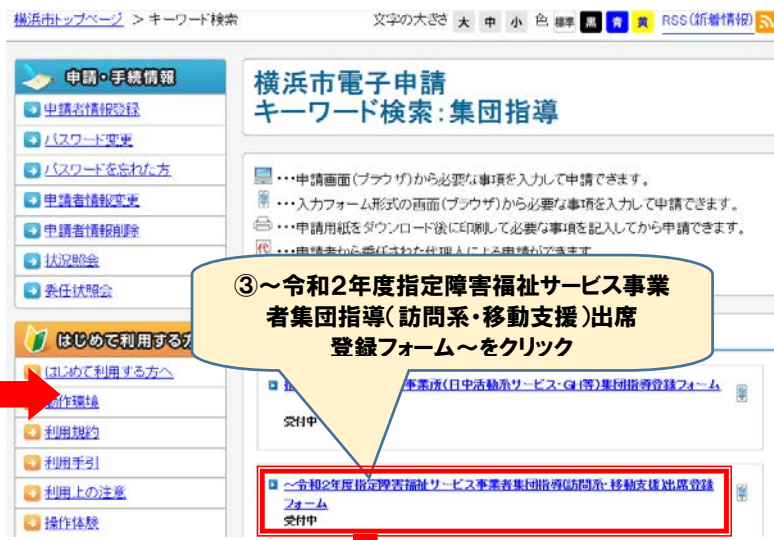
TEL:045-671-2402/FAX:045-671-3566

Eメール: kf-helper@city.yokohama.jp

《横浜市 HP「暮らし・総合」のページ》



《横浜市電子申請・届出サービス》



《申し込みフォーム》

